

## 日本科学者会議東京支部常任幹事会声明

### 菅義偉首相は、日本学術会議会員の任命拒否を直ちに撤回せよ

菅義偉首相は日本学術会議が推薦した会員候補に対し、そのうち6人の任命を拒否した。日本学術会議は直ちに内閣総理大臣に対し、任命されない理由の説明と速やかな任命を申し入れたが、事態は膠着したままである。

菅義偉首相のこの任命拒否は、第1に、日本学術会議法の定める日本学術会議の独立性を踏みにじる不当な介入である。日本学術会議法（1948年7月10日制定、以下「同法」）は、その前文で「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と高邁な使命をうたい、その遂行を保障するために、同法第三条で、「日本学術会議は、独立して左の職務を行う」と政府からの独立を保障している。

日本学術会議は発足以来、選挙制で会員を選任してきたが、1983年の同法改定で会員候補の推薦制へ変更され、「会員は、（日本学術会議の）推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」とされた。このとき同法改定案の国会審議（1983年第98回国会参院文教委員会）において、「内閣総理大臣が任命する」が大きな問題となり、「絶対にそんな独立性を侵したり推薦をされた方を任命を拒否するなどというようなことはないか」（粕谷照美社会党参議院議員）との追及に対し、当時の中曽根康弘総理大臣は「独立性を重んじていくという政府の態度はいささかも変わるものではございません。学問の自由ということは憲法でも保障しておるところでございまして、特に日本学術会議法にはそういう独立性を保障しておる条文もあるわけでございまして、そういう点については今後政府も特に留意してまいりつものでございまして」と言明した。内閣法制局も「推薦に基づいて会員を任命することとなり、形式的任命である」との見解をまとめた。こうした国会審議を基に慣行として確立してきた日本学術会議の会員任命を恣意的に拒否し、人事介入するのは、日本学術会議法違反であり、立憲主義からの逸脱であって、とうてい許されない。

第2に、菅首相による会員候補の任命拒否は、日本国憲法第二三条が保障する学問の自由の侵害であり、学者・研究者にたいする恫喝である。それは同時に官僚や社会をにらんだ恫喝でもある。これを許すわけにはいかない。政府は今回6名の任命を拒否したが、その理由を明らかにしていない。しかし明らかなことは、この6名が、特定秘密保護法、安全保障関連法、改正組織犯罪法などの国会審議に際して、これらの法律は日本国憲法に抵触し、安倍政権によるその強行は立憲主義と相容れないとの立場を表明してきた科学者であったということである。そうした任命拒否は政府の意図にたてつくものは排除する、異論は許さないというあからさまな恫喝である。

こうした恫喝を許さず学問の自由を守るかどうかは、たんに科学者の問題であるだけでなく、市民にとって重要な関わりがある。日本学術会議法の第五条は、日本学術会議が政策

全般に関して学術の立場から政府に対して勧告や提言する権限を認めている。たとえばそれは、東日本大震災に対応する緊急提言、原発事故に伴う健康影響の問題、福祉職・介護職の社会的待遇改善、気候変動問題、戦争目的の研究は絶対行わない問題、男女共同参画の実現、子どもの育成環境の改善、感染症対策と社会変革に向けた ICT 基盤構築問題など、国民生活の充実や安全に密接に関わる広範な領域に及ぶ。会員任命において、政権にとって好ましくないと判断した候補を排除するなら、忖度を基調としたモノトーン集団となり、かりに政策・方針が深刻な問題を含んでいたとしても率直な検討が出来ず、国民の付託に応えることは出来ない。たとえ政府にとって不都合な内容であっても、学術会議会員が自らの専門性に基づく科学的な検討の結論を自由に述べることができる、そうした学問の自由が確保されていてこそ、国民は安心して信頼を寄せることができる。

菅首相による任命拒否は、マスコミも学問の自由に触れつつ大きく取り上げ、市民の間でも批判は急速に広がり『#日本学術会議への人事介入に抗議する』のハッシュタグをつけたツイートは、2日足らずで25万件にのぼった。日本科学者会議東京支部は、こうした市民各層と連帯して、政府による学問の自由の蹂躪と恫喝に対して毅然と闘う。

日本科学者会議東京支部は、菅義偉首相に対し、日本学術会議が推薦した会員候補任命拒否を直ちに撤回し、学問の自由を尊重するよう強く求める。

2020年10月8日

日本科学者会議東京支部常任幹事会